

新型コロナウイルスに係る本市の対応について（第2報）

3月2日に「新型コロナウイルス感染症対策会議（第2回）」を開催し、市有施設の一時休館等について、決定しましたのでお知らせします。

1 日 時 令和2年3月2日（月）午後4時～午後5時15分

2 場 所 市役所庁議室

3 主な議題

市有施設の一時休館（業務継続計画）について

4 会議結果

(1) 不特定多数の利用者が利用する屋内施設について、原則として3月31日まで一時休館又は施設内の一部利用制限を実施する。

※一時休館又は施設内の一部利用制限を実施する施設は別紙のとおり

(2) 開館を継続する施設については、取り得る限りの感染対策を徹底する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

(4) 一時休館等を実施する市有施設については、市ホームページへの掲載等、必要な周知を行う。

本件に関するお問い合わせ先

防災危機管理課 危機管理係

電 話 直通 / 027-898-5935